

令和6年度第3回 福生市子ども・子育て審議会

日時：令和6年6月24日（月） 午後2時から

場所：福生市役所第二棟4階 第一・第二委員会室

1 開会

【事務局】本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから「令和6年度第3回福生市子ども・子育て審議会」を開会いたします。

（欠席委員報告）

2 会長挨拶

（会長より挨拶）

3 議題

（1）令和6年度第2回子ども・子育て審議会会議録について

【事務局】【資料1】をお願いいたします。こちらは、前回、令和6年5月27日に行われました子ども・子育て審議会の会議録でございまして、お名前を伏せた形で、市のホームページに公開する予定でございまして、こちらの会議録につきまして、ご意見等がございましたら、7月9日（火）までに、事務局へご連絡いただければと存じます。頂いたご意見等に基づき、事務局にて会議録を修正後、市ホームページに公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、前回、委員より、第2期福生市子ども・子育て支援事業計画における基本目標別成果指標の進捗状況について、ご質問をいただいておりますが、現在、直近の進捗状況を確認中でございます。つきましては、次回子ども・子育て審議会でご提示させていただきたいと存じますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

（2）第1期福生市こども計画の骨子（案）について

【事業者】【資料2】をお願いいたします。第1回子ども・子育て審議会の中で、計画の策定方針という事で目次案を示しておりました。改めて本日、計画の骨子ということで、目次（案）を横に並べていただいて、順を追って説明をさせていただきたいと思っております。第1期福生市こども計画につきましては、第1章から第6章、そして資料編という構成になっております。今回の計画の骨子としましては、第1章の計画の策定に当たって、第3章の計画の基本的な考え方、そして、第4章のこども・若者施策の展開ということで、第3章の骨組みに基づいて、政策の方向性を記しておりますので、そちらについて説明させていただきます。

【資料3】をお願いいたします。計画の策定にあたってということで、こちらの1ページ目につきましては、計画策定の背景と目的を入れております。最後から2つ目の段落に、本市においては平成27年度から福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）を引き継ぐ計画として、福生市、子ども・子育て支援事業計画を推進し、これから育っていくこどもたちが、健やかに成長できることや、子育てをする方々の様々な悩みや不安を、少しでも取り除くことを目指して、魅力ある街づくりを進めてまいりました。今回の国等の動向を踏まえて、こどもまんなか社会の実現を目指し、すべてのこども・若者が身体的、精神的、社会的に、幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、新たに福生市こども計画を策定するという事で、背景と目的を入れております。

2ページ目には、計画の位置づけということで、福生市内の計画の関連図を入れておりますが、図を見ていただくと、福生市こども計画は福生市総合計画に基づく、個別計画の位置づけになっておりますが、今回の福生市こども計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画、次

世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画、そして、子ども・若者計画を一体とした計画作りとなっております。さらには関係する計画ということで、下段に地域福祉計画から始まる計画が作られておりますが、後ほど第4章で説明がございますが、4つ目の福生市教育振興基本計画の第二次計画を、教育委員会で現在、策定をしております。同時期にスタートということで、今回、福生市教育振興基本計画で検討している内容につきましては、一旦保留となっております。本文中の下から2行目、本計画におけるこどもとは、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの、成長の過程にあるものを指しているとありますが、こちらにつきましては、子ども・若者計画が含まれている内容になっています。

3 ページ目には、計画の期間ということで、今回の計画は令和7年度から令和11年度の5年間の計画となっております。下段には、計画の策定体制を入れておりますが、目次では、計画策定の経過となっておりますので、こちらを修正させていただきます。昨年度実施した市民ニーズ調査、福生市子ども・子育て審議会、こどもワークショップ等を、どのような形で策定をしていくのか、といった経過をこちらに記述しております。

【資料4】をお願いいたします。こちらは、計画の骨組みでございます。計画の骨組みにつきましては、前回の審議会でご承認をいただいております。まず基本理念として「こどもまんなかふっさ」が実現できるまちとしておりますが、前回の審議会では「こどもまんなか社会が実現できるまち」という言葉を入れておりました。こちらを福生市独自の基本理念に修正させていただきます。基本理念に込められた考え方でございますが、こども大綱では、こどもまんなか社会と呼ばれておりますが、すべてのこども・若者が日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として、等しく健やかに成長出来ることが込められています。こどもたちが、身体的、精神的、社会的に、将来にわたって、幸せな状態(ウェルビーイング)を送ることができる社会という意味が込められております。今回、福生らしい個性と魅力、強みを生かしながら、生まれる前から乳幼児期、学齢期、そして青年期と切れ目のない子育て支援を推進することにより、こどもたちが、元気で賑わいと活気のある街を生み出すということで、「こどもまんなかふっさ」の実感ができるまちと、基本理念を位置づけております。

2 ページ目、3 ページ目ですが、上段の本文に入れておりますが、基本理念を実現していくための基本的な視点として、1 番から5 番を掲げております。1 つ目がこども・若者の今とこれからの最善の利益を図るということ、2 つ目が、こども・若者、子育て当事者の視点を尊重すること、3 つ目が、ライフステージに応じて、切れ目なく支援すること、4 つ目が、良好な生育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で生活できるようにすること、5 つ目が、若い世代の生活の基盤の安定を図るということ、これらを基本的な視点に位置づけております。この基本的な視点に基づき、それぞれ基本目標、施策の推進を図る骨組みとなっております。

4 ページ目、5 ページ目では、6 つの基本目標の位置づけをしておりますが、第4章でこの基本目標ごとに方向性の位置づけをしておりますので、こちらの本文の説明については割愛させていただきます。

6 ページ目に、施策の体系ということで、一番左には基本理念、5 つの基本的な視点、そして基本目標ということで、6 つの基本目標を、施策の方向性ということで、グルーピングをしながら、それぞれ方向性を掲げている形になっております。第4章につきましては、一番右側の施策の方向性ごとに、それぞれ現状と課題、方向性という形で記述をしております。

【資料5】をお願いいたします。こちらは第4章ということですが、目次では、こども・若者施策の展開となっておりますので修正させていただきます。こちらは19の施策の方向性となっております。

1 ページ目では、基本目標1、生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実、1 つ目の、施策の方向1、こどもや母親の健康の確保ということで、現状と課題、方向性をうたっております。それぞれ現状と課題につきましては、方向性のみ説明させていただきます。まず、こどもや母親の健康の確保ですが、方向性として、男女共に性や妊娠に関する正しい知識を身に付けること、さらには、家庭生活に困難を抱える、特定妊婦等を含む当事者が、必要としている支援に確実につなげ、支援体制を構築していくことを位置づけております。そして休日、夜間を含め、何時でも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図る、という方向性を出しております。

2 ページ目、施策の方向2、地域における子育て支援体制の充実ですが、こちらの方向性は、

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含め、すべてのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進いたします。特に虐待予防の観点から、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。さらには、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等に関する取り組みを推進しながら、身近に相談相手がない状況にある保護者を、切れ目なく支援すること、そして保護者に寄り添うことで、家庭教育支援を推進することを方向性として位置づけております。

3 ページ目、乳幼児期から学齢期までの、継続した育ちの支援、施策の方向1、幼児期の学校教育、保育を提供する体制の確保についての方向性ですが、安全安心の環境の中で、幼児教育、保育の、質の向上を図ることを通じて、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えてまいります。特に3歳未満児の子育て当事者が、地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場所を通じた支援を充実していくよう位置づけております。

4 ページ目、施策の方向2、幼稚園、保育所、小学校の連携についての方向性ですが、すべてのこどもが格差なく、質の高い学びへ接続できるよう、幼稚園、保育所と小学校の関係者が連携して、遊びを通じた質の高い幼児教育、保育を保障しながら、幼児教育、保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図るよう位置づけております。

5 ページ目、施策の方向3、こどもの放課後の居場所づくりの方向性ですが、放課後のこどもの遊びと生活の場である、学童クラブの需要と供給のバランスに配慮しながら、学童クラブの安定的な運営を確保すること、さらにはこども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聞きながら居場所づくりを推進していくよう位置づけております。

6 ページ目、基本目標3、学齢期から青年期までの継続した育ちの支援ということで、一つ目の施策の方向1、次代を担うこどもたちの生きる力を育む教育環境の整備の方向性につきましては、先ほど説明したとおり、福生市教育ビジョン策定中のため、現時点では保留とさせていただきます。

7 ページ目、施策の方向2、引きこもり・就労支援、雇用と経済的基盤の安定の方向性ですが、困難を有するこども・若者やその家族に対して、自立に向けて支援する体制を整えていくとともに、自立に向けたきっかけ作りができるように支援をしていきます。

施策の方向3、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援ということで、こちらの現状と課題ですが、こども大綱の方から一部抜粋しております。令和3年において「一生結婚するつもりはない」という者の割合が増加していると、全国調査で出ておりました。次のページにまたいでありますが、方向性として、民間事業者の専門的な知見やノウハウを活かして、結婚を望む人が気軽に相談できるメニューの提供など、出会いの機会、場の創出支援について、効果の高い取り組みを推進していくという位置づけをしております。

9 ページ目、基本目標4、特別な配慮が必要なこども・若者や家庭への支援ということで、一つ目の施策の方向は、こどもの貧困対策でございます。方向性につきましては、こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援を進めるという位置づけをしております。

下段の施策の方向2、障害児支援、医療的ケア児等の支援についてですが、10ページ目に方向性を入れております。障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加、包容(インクルージョン)を推進しながら、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援するという位置づけをしております。

続いて施策方向3、児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングキアラへの支援の方向性ですが、こども家庭センターが中心となり、地域の保育所、学校など、支援の担い手である民間団体を含め要保護児童対策、地域協議会等の地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取り組みを強化するという方向性の位置づけになっております。

続いて11ページ目、施策の方向4、外国籍のこどもと家庭に対する支援でございます。方向性として、日常生活において不安が生じないよう、多言語によるパンフレットの作成や、通訳サービスの実施などの支援を充実するよう位置づけております。

施策の方向5、こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組みについてですが、方向性については、福生市教育ビジョン策定中のため、保留とさせていただきます。

続きまして12ページ、基本目標5、子育て世帯への経済的支援とワークライフバランスの推進について、施策の方向1、子育て世帯への経済的支援、方向性についてですが、様々な支援を組

み合わせて、経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促してまいります。さらに必要な支援が受けられず、困難な状況に置かれてしまうことがないように、制度の利用しやすさの向上や、当事者視点に立った情報内容の見直しなどを、適宜行っていくよう位置づけをしております。

施策方向2、ひとり親家庭の自立支援の推進についてですが、方向性として、児童扶養手当等による経済的支援の他、各家庭の親子、それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう位置づけをしております。

13ページ目、施策の方向3、子育てと仕事を両立できるまちづくりについての方向性についてですが、長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事、子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施を図ること、女性に一方的に負担が偏ることがないように、女性と男性が共に、キャリアアップと子育てを両立できるよう、事業所に働きかけを行うよう位置づけをしております。

14ページ目、こども施策の共通の基盤となる取り組みの推進、施策の方向1、多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりということで、こちらの方向性ですが、こども・若者、すべてのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験、外遊びを含む、様々な遊びができるよう、社会教育施設等の充実、有効活用を含めながら、地域資源も活かした、遊びや体験の機会や場を意図的、計画的に創出するということで位置づけております。

施策の方向2、こども、子育て家庭の安全の確保ということで、次のページに方向性が入っております。こども・若者が犯罪事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて体系的な安全教育を推進するということで、安全に関する保護者への周知啓発を進めるという位置づけをしております。

施策の方向3、こどもや若者、子育て当事者の意見の反映でございますが、こちらにつきましては、今回アンケート調査や、高校生ワークショップなど、こどもたち、子育て当事者の声を聞く取り組みを行っております。方向性として、計画を推進し今後も引き続き、こどもや若者の社会参加と意見表明の大切さを伝え、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう、各種イベント等を実施してまいります。子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していくため、子育て当事者のニーズを丁寧に把握できるよう、今後実施する保護者ニーズ調査等の実施方法について、子ども・子育て審議会等において検討していくよう、位置づけをしております。

【委員】 【資料5】の福生市こども計画の施策の展開についてですが、現状と課題は、今の福生市の現状と、アンケートなどで出てきた、福生市の今後に対する課題をまとめたものという認識でよろしいでしょうか。また、方向性を拝見して、この方向で施策が決まり、実際に実現していくと、とても良いものに出来上がるのではないかと感じたのですが、この方向性が、実際にどう施策になっていくのかという点については、今後この審議会で案を出したりするのでしょうか。

【事務局】 審議会の皆様にご意見をいただく分につきましては、8月を目途に皆様から答申をいただきたく思います。具体的な施策につきましては、事務局で各関係部署を含めて調整を進めていき、年度末に出来上がれば入れさせていただくことを予定しております。過程につきましては、適宜、委員の皆さんにも途中経過を報告させていただきながら、進めていきたいと考えております。

【委員】 方向性を拝見して、基本目標1の、施策の方向1、こどもや母親の健康の確保の方向性のところに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、プレコンセプションケアの取組を推進するとあるのですが、一例として、このプレコンセプションケアの取り組みを推進するためには、こういうことをしたらどうでしょうか、といった具体的な意見がある場合は、今日この場で述べた方がよいということでしょうか。

【事務局】 いずれにしても、予定では8月の答申の前までに、何かしらのご意見をいただければ大変有難いです。

【委員】 11ページの外国籍のこどもと家庭に対する対応というところについて、例えば、日本国籍だけれど外国の方と結婚しているハーフの子はここに含まれるのでしょうか。福生市は多国籍で色々な海外の方が住んでいると話を聞きますが、他の項目に比べて一人ひとりのケアが足りないよう

な文章になっているように感じました。こちらは外国籍のこども限定という対応なのでしょうか。

【事務局】 たしかに外国籍のこどもという部分が、捉え方によっては、限定的に受け止められてしまう、というようなご意見があるかと思います。ご存じのとおり福生市の場合は、単純に外国籍だけでなく、海外にルーツのある子等が潜在的に多いというのは、福生市の特徴だと思いますので、この辺りの部分につきましては、基本的には外国籍のこどもに特化したというよりは、海外にルールのある子も含めた広い視野で考えることになるかと思います。この辺り文言は少し調整をさせていただきます。

【委員】 福生市の特徴でもあると思うので、海外にルーツのある子が多いのは、福生市らしいフォローやバックアップをしてあげた方が良いと思います。

施策の方向5の、こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組の中で、児童相談所が出来ると聞いた時に、周りから、福生の治安が悪くならないか不安だという声がありました。私も児童相談所がどういった所か詳しく分かっていないのですが、そういった取り組みも入っているのでしょうか。

【事務局】 ご案内のとおり、西多摩児童相談所（仮称）が福生市内に、令和13年度開業で設置される予定でございます。色々な声はございますが、こちらは東京都の施設ということもあり、なかなか市ではどうこうと言えない部分ではあるのですが、今回の計画の中に具体的にどう映すかというのは、別の部分で考えていこうと思っております。今後、西多摩児童相談所が出来るにつれて、何かしらの影響が当然あるかと思われますので、市として施策する部分があればその範囲の部分でピックアップしていく形になるかと思われます。現時点では入らないかと考えています。

【委員】 結婚を希望する方への支援について、「こどもまんなか」と関係あるのかという話を少し出ししてもらいましたが、どちらかというと、少子高齢化対策ではないのかと感じます。テレビ番組の受け売りで恐縮なのですが、子育て支援というのは、人口減にはあまり関係ないと、どちらかというと子育て支援をすることにより人口流入によって増えることはあっても、出生率のアップにはあまり繋がらないのではないかと、統計学では出ているという話を聞きまして、それを考えると、結婚支援というのはどちらかというと、「こどもまんなか」になるのかなという疑問に繋がります。しかしこれは国が指定しているので入れるしかないという感じでしょうか。この点も力を入れていくのでしょうか。

【事務局】 結婚支援については、前回ご指摘をいただいているところでございます。おっしゃる通り、国や都が、こども大綱の中の少子化対策のエッセンスを入れておりまして、東京都の未来こどもビジョンの少子化対策の部分で、いわゆる結婚支援のような取り組みをうたわれているのは事実でございます。まったく無視するわけにはいきませんので、こども計画の中にも入れさせていただいてはおりますが、果たして、「こどもまんなか」に直接繋がるかどうか、ご意見もあるかと思います。現時点では入れさせていただいておりますが、具体的な施策として、どのような内容が考えられるのか、それが「こどもまんなか」にどう繋がっていくのか、この辺りは、最終的に、計画を作るまでに、事務局で協議が必要だと考えているところでございます。

【委員】 13ページの施策方法3、子育てと仕事を両立できるまちづくりに関してですが、1と2については、市の支援がはっきりしていて分かりやすいと思いますが、施策上は大変難しいと感じます。というのも、福生市内の事業所に福生市が働きかけることは可能だと思うのですが、福生市在住の方が市内にどれだけ就職しているかは見えないと思います。学校のこども達を見ていると、親御さんが市外で勤務しているケースが多く、勤務先の市外でも、同じような施策をしなければ、それがこのまま施策として生きてくるわけではないと思います。例えば、保護者会では、現在は土曜授業日に実施しているので多くの保護者に来ていただけるようになりましたが、やはり、仕事の関係で出席出来ない方もいらっしゃると思います。こどもの学業に関係する休暇を、半休と同じように取得できる制度があれば、親御さんが会議等に参加可能となり、こどもとしても親御さんに見守ってもらえる感を持つことが出来ると思います。このような施策は福生市内だけでは出来ないと思いますので、他の企業を巻き込んで出来るのか、と感じます。

- 【委員】 福生の企業で、その様な取り組みをした企業に、市が便宜を図ることによって、マスコミに取り上げられ、福生から近隣の市に広がれば、福生のPRにもつながってくると思います。
- 【委員】 第2期の子ども・子育て支援事業計画に少し触れさせていただいたのですが、福生市のこどもの権利条約の検討を、是非、第3期に検討していただきたいと思っております。何に値するかといいますと、【資料5】の基本目標6、こども施策の共通の基盤となる取組の推進になるかと思っています。この5年間で、こども基本法や東京都のこども基本条例等、重複するような内容の条例は出てきましたが、やはり、福生市版のこどもの権利条約というものを、作った方が良いのではないかと思います。なぜこれが必要かといいますと、プレイパークが主になるのですが、川崎の夢パークでは、絵に描いたまちにはいけないという事で、川崎市版のこども権利条約を作っています。昨年度、羽村市の市議会の中で羽村市版のこども権利条約が提案されたところ、採択されたそうです。羽村市版のこども権利条約がどこまで進んでいるかは、まだ、未知数ですが。令和7年度までに作りたいということではなくて、事業計画として5か年かけて検討していきたいと感じたので、提案させていただきました。
- 【委員】 元々、国のこども大綱等を基本として、施策や方向性を決めていると思うのですが、全体的に理想論で書かれており、それが市区町村単位でどこまで実現できるものなのか、福生市の取組だけでどこまで出来て、どこからは出来ないのか、文章を読む限りだと分かりにくいところがあると思います。例えばこどもが急に病気になった時に、親が気後れすることがなく、企業を早退して学校へ迎えに行けるような状態というのは、やっぱり市区町村体制単位で検討していかなければならないと感じます。例えば福生市で何をしてあげられるかと考えた時に、こどもを学校に通わせる間というのは、義務教育といえども、教育費がかかるため、働かなくてはいけない保護者は沢山いると思います。こどもを育てるためのお金を親に支給するではなく、学費等負担になっている費用を、給食費無償のような負担を軽減する様々な取り組みを導入することで、保護者が勤務形態を選択できる自治体になると感じます。アンケートにも意見がありましたが、親はこどもと出来る限り一緒にいたいと思います。国の施策の方向性を見ても、「親が働きやすくするためにこどもを預かる場所を作ります。」といった方向性が多いですが、どちらかというと逆だと思います。
- また、男女共に性や妊娠に関する正しい知識を身に付けるということについてですが、昨今、こどもを狙うような小児性愛者が取り上げられ、盗撮等の性犯罪がクローズアップされていますが、日本はこどもの性教育が遅れていると感じます。こども自身が危機感を感じ、プライベートゾーンを自分で守ることが出来るように、保育園、幼稚園から少しずつ教えていき、正しい性教育を、こども達に届けてあげることが大事だと感じます。これもやはり国が義務教育の中で方向性を決めていると思いますが、福生市の方向性として知識を身に付けさせるためには、福生市単位でどの程度の事ができるのか、その辺を、もう少し見えるように提言していただけると判断しやすいかと思います。
- 【委員】 今のご意見に対して、福生市の保育園の現状をお伝えしますと、何年か前からノーといえるこどもを育てるために、各園の看護師が、「自分で触って嫌な所は、お友達も嫌だよ。」というところから3歳、4歳、5歳に対して定期的に紙芝居や様々な保育教材を使用して伝えております。
- 【会長】 様々なご意見ありがとうございます。今回、新たに若者が入りましたが、大体年齢層はどのくらいまででしょうか。
- 【事務局】 若者につきましては、国では年齢定義をしておりますが、市では基本39歳までと想定しているところでございます。
- 【委員】 根本的な話になりますが、そもそもこの審議会自体は、議決権が委員にあるわけではないので、極端な話、委員の中で正反対の意見が出た場合、多数決を取るのではなく、色々な意見を出し、それを基に市で検討していくという流れをイメージしております。委員の中で反対の意見が

出ることは、良いことだと思いますし、最終的な落としどころは、市側で決定し、改めて会議の中で提示していただけるイメージよろしいでしょうか。

【事務局】 その通りでございます。ご意見等ございましたら、7月5日（金）までに事務局へ御連絡いただければと存じます

【委員】 お話を伺う中で、子育てをしている人とされている人、という分け方で、されている人が、今回のこども計画のこどもに当たっているのではないかと感じます。一家の生計を立てている家族ではなく、親元にて、まだ、自分で一つ別の家を構えてはいない、家庭を構えてはいないという人までが、こどもに含まれていると感じました。その場合、こども計画という言葉が、一般的に想像する「こども」という概念からずれてしまうため、計画の内容が合っているかどうか、分かりにくいのではないかと感じています。ここに出てきた若者の20代、30代もこども計画に含まれるというのは、家庭を持つまでの間は、親元で面倒を見てもらうまでいかなくとも自立段階にあるため、施策に入れて支援していくという意味で、このこども計画の中に含まれていると理解しました。そう考えると、項目の見方が変わってくると感じております。

【事務局】 こども計画を市町村でつくるときに、まずこども大綱と、都道府県のこども計画を参考にせよと、ガイドラインが示されており、その中の施策に関する部分で、ライフステージ別に重要だという部分が示されており、乳幼児、小学生、中学生、高校生、若者、青年期といったところで、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援、が重要事項という形でうたわれております。そのため、こども計画を作成するにあたり、市の規模で結婚支援の施策を実施するのか、という疑問はございますが、国として、各基礎自治体に検討せよという段階にまで少子化の危機感等が出ているのではないかと感じております。そのため、市はある程度、皆様の意見を最大限取り入れて作りたいと考えておりますが、国で示されたラインもございますので、それに沿って作っていく必要もございます。そのため、「こども」については、見るからに小さいこどもの部分と、ある程度若者といった部分で、ライフステージ別に施策が出てくる形になります。

【委員】 そうなりますと、「ここでいうこどもというのは、これを指します」と前置きがあるとイメージしやすいと感じます。

【事務局】 こどもの定義については、こども基本法で皆様ご承知のとおり、成長過程にあるものはこどもであり、大人以外はこどもという扱いになっております。資料3、第1章2ページの計画の位置づけの、なお書きにございますとおり、本計画における「こども」とは、「こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」としてしております。これはこども大綱等で国が表現しているものでして、こどもが若者になる、いわゆる大人になるまでの間の成長過程がこどもということになります。

【委員】 国が、知的障害がある人、引きこもりで社会生活に空白があった人等を、大人扱いせずに、社会で抱えて、社会に出る時に困らないように見守るという意味もあると思います。こども計画としては、定義上、こどもに含まれる18歳未満のこども達の事を私たちは考えて、年齢的には大人の部類だけれど、大人になるには少し時間がかかる人達を包括的にケアしていくために、別で考えて進めて行けば良いと感じました。

【委員】 目的に対して事業計画がいくつかあり、その計画全て実施しますというスタンスで、計画を作ると思うのですが、その中でも重点順位、実施可能度、今年度の重要事業等に色を付けていただいた方が、私たちも考えやすいと感じます。どの計画も重要だと思うのですが、大量に書いてみると、全てを理解するのは苦しいです。基本事業、新規事業、継続事業等、分かりやすく区分けがあっても良いのではないかと感じます。

【事務局】 今回の福生市こども計画は、令和7年度から令和11年度の5か年の計画となっております。5年の中で出来る事と出来ない事があると思いますので、実際のところ、区分けをするならば、策定の過程の中で必要になってくると思います。

4 報告事項

高校生ワークショップの開催結果について

【事業者】【別紙】資料をお願いいたします。令和6年6月15日（土）、高校生ワークショップを開催しました。参加者は、都立福生高等学校から10名、都立多摩工科高等学校から10名の計20名で、4グループに分かれて意見交換を行いました。「こどもにとってどんな町が住みやすいか」「こどもの権利が守られる社会を作るために」という2つのテーマで意見交換をしまして、テーマ1については、居場所についての意見が出ました。家など個人のプライベートを確保していかないといけない、という意見と、気分を上げることが出来る賑やかな空間として、交流の場、遊び場、学びの場を確保してほしいという意見が出ました。さらにテーマ2についてですが、その他、主な意見で入れておりますが、こどもの意見を尊重し、自分らしく生きられる社会を作るという意見や、相談出来る場所を設けることで、多くの人の問題が共有出来る、地域の交流の場を増やし、こどもの個性を尊重する、という意見が出ました。今回ワークショップを実施して、最後、アンケート調査という形でいくつか記入をしていただきまして、いろいろな人と福生への思いを聞けてよかった、意見を交流することで、より自分の考えを深めることが出来た等の意見が出ました。説明は以上でございます。

【委員】今回、高校生を対象としたワークショップでしたが、例えば中学生を対象としたワークショップは考えていらっしゃるのでしょうか。

【事業者】今回のワークショップの目的としては、令和5年度に実施したアンケート調査で不足していた意見を補うという意味であるため、高校生を対象に実施しました。

5 その他

【事務局】事務局より、今後の予定についてお話しさせていただきます。

次回、令和6年度第4回審議会は、7月26日（金）の開催を予定しております。改めて開催通知を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございます。本日の議題は全て終了いたしました。以上を持ちまして、令和6年度第3回福生市子ども・子育て審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会）